

# 第 1 章

## 第 2 次海津市地域福祉活動計画の策定にあたって

# 第1章 第2次海津市地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

近年、地域のつながりが弱くなり、地域における支え合い、助け合いの力が低下しているとともに、少子高齢化や生活スタイルの変化などによって、福祉に関するニーズも増大し、多様化しております。

さらに、ここ数年とりあげられている「孤立死」「無縁社会」といった社会的課題、そして東日本大震災などの様々な災害により、日ごろからの地域住民どうしのつながりや、支え合いの重要性が、より認識されたのではないでしょうか。

このような社会背景の中、行政等による公的サービスや民間福祉事業者のサービスだけでなく、困ったときにお互いに手を差し伸べあう「共助の力」が望まれております。そのため地域住民や福祉関係者・団体、行政などが、どのように連携・協働しながら「地域の福祉力」を高めていくかが課題となっております。

こうした中、海津市社会福祉協議会は、地域のご近所力を高めていくために、平成20年度にスタートした「第1次海津市地域福祉活動計画」に引き続き、平成25年度からの5年間を計画期間とする「第2次海津市地域福祉活動計画」を策定し、地域の皆様や福祉関係者・団体、行政との連携・協働を持ち、支えあい・助けあいの気持ちにあふれた福祉のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

## 2 地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支えあい・助けあう社会づくりを具体化することです。

そのために、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民や、社会福祉に関する活動を行う方、また社会福祉を目的とする事業を経営する方、そして行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるた

めの「活動」及び「行動」の計画が『地域福祉活動計画』となります。

### 3 計画の位置づけ

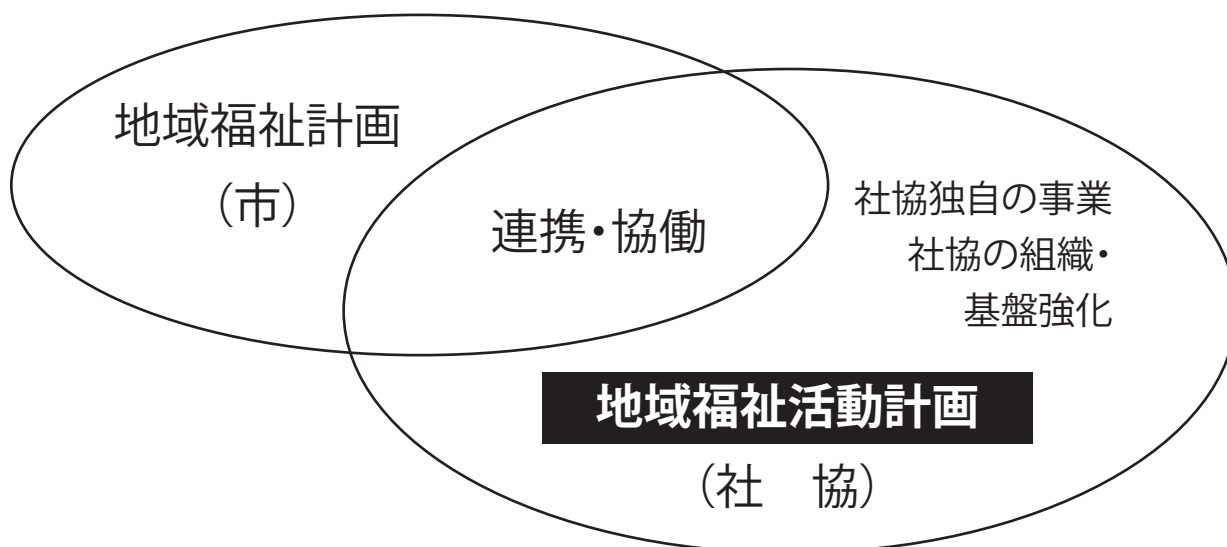
平成12年の社会福祉事業法等改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉の策定(第107条)が新たに規定され、本市においても平成20年に地域福祉計画が策定されました。

地域福祉計画は、行政計画の性格と地域福祉の主体である住民が参画する協働計画の側面をもっている「公民パートナー計画」といえます。また、地域福祉計画推進にあたって社会福祉協議会の役割も重要で、協力体制のもとに策定されています。

社会福祉協議会は、社会福祉法(第109条)において地域福祉の推進を図る団体として位置づけられており、地域の福祉課題や地域福祉推進の理念等を共有し、住民の立場から「地域福祉計画」を推進していくという意味で、多くの部分で助けあうところがあります。

地域福祉活動計画は、活動の基本的な考え方や目標、課題を明確にするとともに、海津市が策定した地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉協議会、行政の役割を明らかにし、市民参加による支えあいの地域作りを推進するための方策を示します。

地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図



## 社会福祉法

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

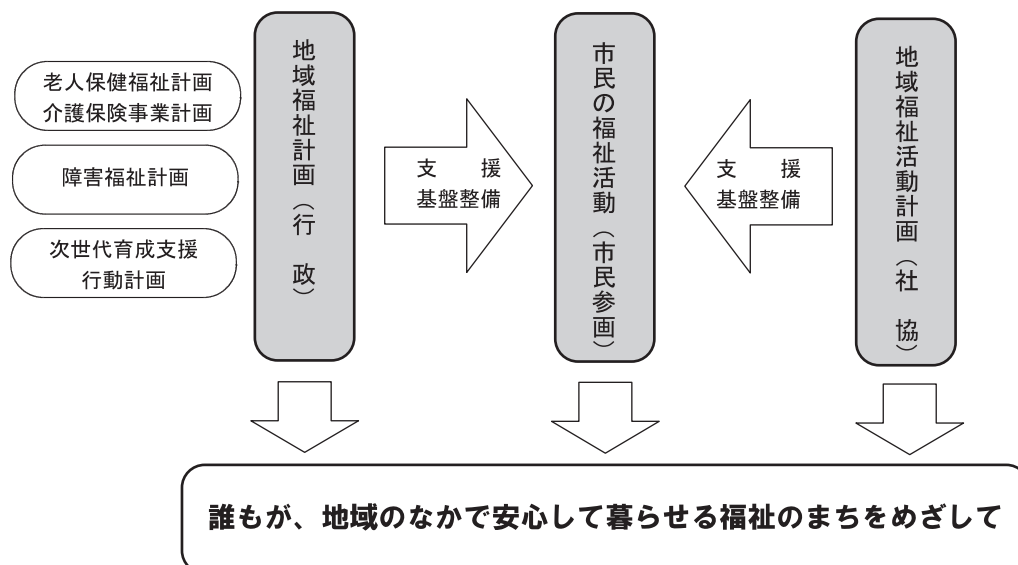
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、～市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって～(抜粋)

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



## 4 策定委員会

本計画を策定するにあたっては、住民参加の原則のもと、自治連合会、ボランティア、福祉関係団体、女性団体、老人クラブ、医師会の代表者で構成された「地域福祉活動計画策定委員会」(理事)を設置し、この策定委員会において第1次海津市地域福祉活動計画の実施状況について課題を分析し、第2次海津市地域福祉活動計画案の検討を行いました。

事業体系を整理し、地域福祉推進のための指針となる基本目標を達成するための実施目標と実施方法を具体的に示し、実施期間を定めました。

## 5 地区福祉活動計画

地区の福祉活動計画を策定するにあたり、小学校区ごとに地区策定委員会を設置し福祉課題について協議しました。

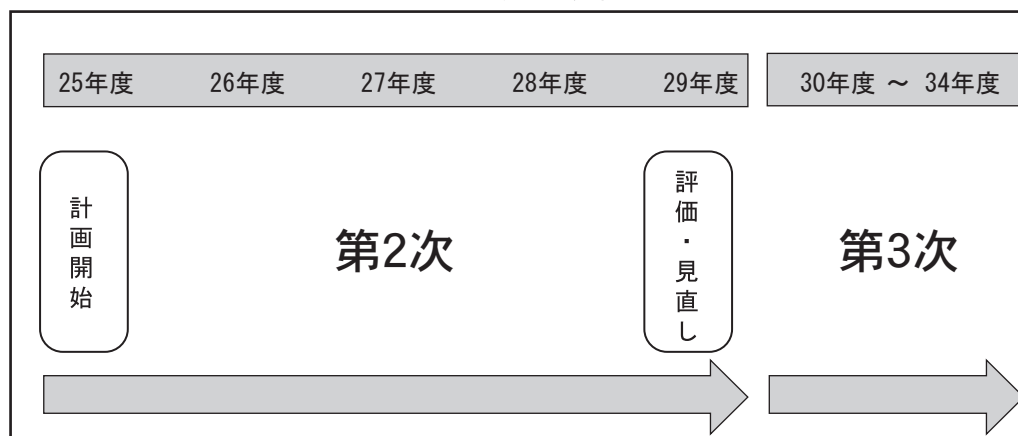
これまでの活動の評価・見直しを行い、みんなが協力しあって、よりよい地域となるために第2次地区福祉活動計画を策定しました。

海津市地域福祉活動計画と地区福祉活動計画は別冊に作成しました。地区福祉活動計画は、毎年計画を見直せるようにしていきます。

## 6 計画の期間

第2次海津市地域福祉活動計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、社会環境等の変化に対応し、必要が生じた場合にはその都度見直しを行います。

計画期間と見直し



# 第 2 章

## 第 1 次海津市地域福祉活動計画の評価

## 第2章 第1次海津市地域福祉活動計画の評価

### 1 第1次海津市地域福祉活動計画の評価の位置づけと手順

海津市社会福祉協議会では、平成20年度から平成24年度にわたり、「市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る」を基本理念に、4つの基本目標をたてて取り組みを実施してきました。

第1次海津市地域福祉活動計画の最終年度にあたる平成24年度には、計画に掲げた取り組みの実施状況の点検・評価作業と基本目標の達成について検討を行いました。

これまでの取り組みについて総点検を行い、見直し・改善を図った結果、第1次海津市地域福祉活動計画の基本理念「市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る」が第2次海津市地域福祉活動計画に継承されることになりました。

#### 評価の手順

第1次海津市地域福祉活動計画に掲げた4つの基本目標をどの程度達成できたかを評価しました。

#### ①事務局による評価(1次評価)

基本目標の評価については、平成20年度から平成24年度に実施した事業(全18項目)を評価・分析し、事業の問題点・改善点を明らかにするため、実施状況を事務局(地域福祉課職員)で評価しました。

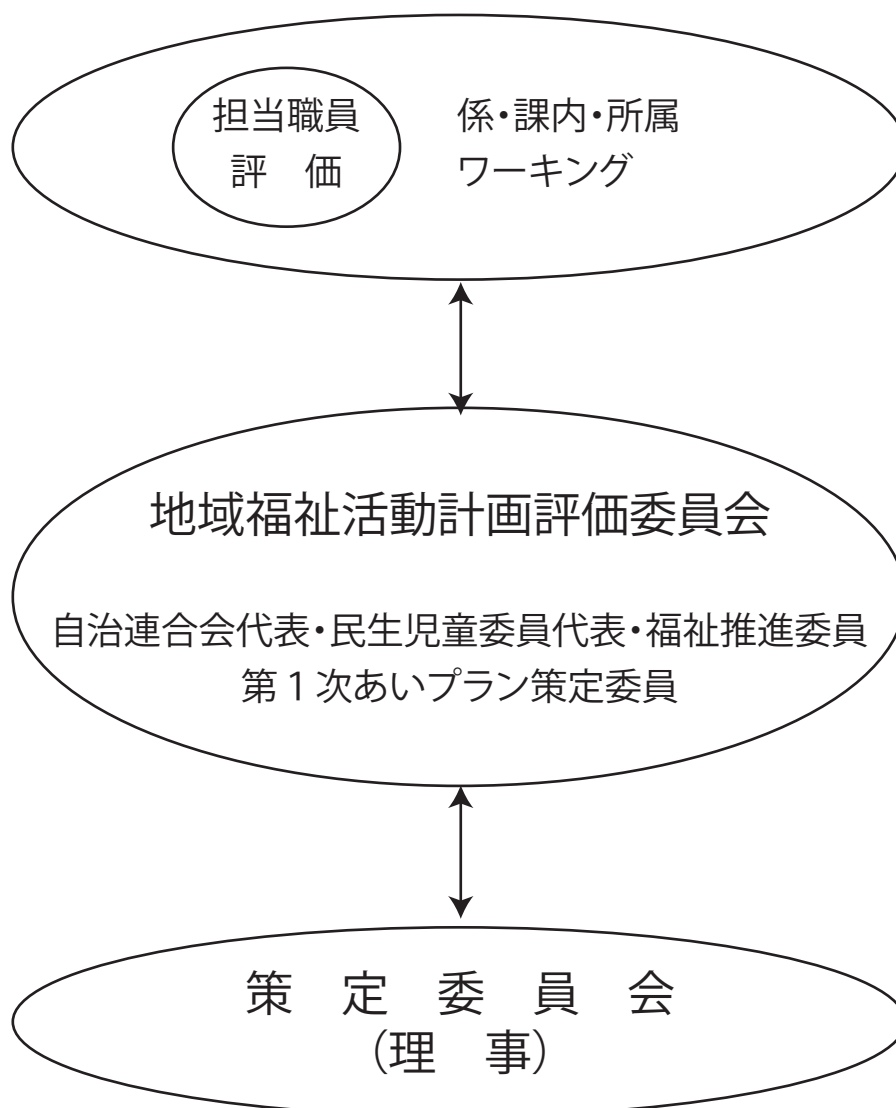
#### ②評価委員会による評価(2次評価)

市民のみなさんにも計画の評価をいただくため、小学校区を単位とした10地区より自治連合会代表・民生児童委員・福祉推進委員・第1次あいプラン策定委員の方々を評価委員として委嘱し、事務局でまとめた事業活動を委員会で評価していただきました。

#### 策定委員会に諮る

事務局と評価委員会による第1次海津市地域福祉活動計画の評価を策定委員会へ報告し、第2次海津市地域福祉活動計画へつなげました。

第1次海津市地域福祉活動計画の評価及び第2次海津市地域福祉活動計画への反映手順



策定委員会



地域福祉活動計画評価委員会



## 2 第1次海津市地域福祉活動計画の概要

### ① 計画の理念

**市民みんなで幸せな暮らしと豊かな地域社会を創る  
～みんなの力で地域・福祉の活性化を～**

計画の理念は、市民のみなさんが、この「理念」を共有し、ともに協力しあって幸せな暮らしと豊かな地域社会（このまちで暮らしてよかったと思える社会）を実現していくよう掲げました。

### ② 計画の目標

計画の理念を達成するために、本計画で取り組む活動の目標として、次の4つを設定し、活動を展開しました。

#### 1 支えあいを大切にする組織づくり

住民による助け合い活動が充実し、きめ細かに行われるよう支えあいを大切にする組織づくりをすすめます。

#### 2 安心して暮らせる地域づくり

快適な暮らしを守ることは、住民生活の基本となる望みです。地域の基盤づくりをすすめ、安心して暮らせる地域づくりをすすめます。

#### 3 美しく住みやすい環境づくり

幸せな暮らしを支えるため、生活の基本となる、美しく住みやすい環境づくりをすすめます。

#### 4 心豊かにふれあう人づくり

人の心が、人を動かし、人を支えることができます。人の心を大切にしたり、心豊かにふれあう人づくりをすすめます。